



平成 29 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 新明和工業株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 五十川龍之  
(コード番号 7224 東証第一部)  
本 社 所 在 地 兵庫県宝塚市新明和町 1 番 1 号  
問 合 せ 先 社長室 秘書・広報グループ長 武内 拓  
(TEL 0798-56-5002)

## 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年4月27日開催の取締役会において、会社法195条第1項の規定に基づき、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、投資家の利便性向上のため普通株式の売買単위를 100 株に統一することが示されていることを踏まえるとともに、当社株式の流動性の更なる向上のため、単元株式数の引下げを行うものです。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更します。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 7 月 1 日

(ご参考) 平成 29 年 7 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
<u>&lt;新 設&gt;</u>	<u>附 則</u>
	(定款の一部変更の効力発生日) <u>第 8 条の変更は、平成 29 年 7 月 1 日付で効力が発生するものとし、本附則は、同日をもって削除されるものとする。</u>

##### (3) 効力発生日

平成 29 年 7 月 1 日

以 上